

合 意 書

国立大学法人琉球大学長の指名する総務担当理事及び参考人として出席した企画・経営戦略担当理事と琉球大学教授職員会は、平成25年3月27日午後4時から午後5時に実施された団体交渉に基づき、下記のことについて合意した。

記

- 1 学長は、「国立大学法人琉球大学非常勤講師実施要項（以下「要項」という。）及び「国立大学法人琉球大学非常勤講師の雇用に関する申合せ（以下「申合せ」という。）については、平成25年4月1日からの改正は実施せず、今後、改正労働契約法の趣旨に基づき、労使と誠意ある交渉を継続していくものとする。
- 2 学長は、できるだけ早い時期に「大学等非常勤講師ユニオン沖縄」等と予めよく話し合い、要項及び申合せの改正について慎重に検討し、団体交渉等を通じて、必要に応じ労働協約を結ぶこととする。
- 3 学長は、過半数代表者の選出については、「国立大学法人琉球大学における過半数代表者の選出に関する規則」並びに労働協約に則って行う。ただし、当該規則の附則第2項の規定により「当分の間行わないものとする」とされた本学の非常勤講師の過半数代表者選出における選挙権及び被選挙権について、要項及び申合せの変更を行う場合については、当該規則の附則第2項の規定にかかわらず、本学の非常勤講師も過半数代表者の選出における選挙権及び被選挙権を有するものとする。また、その選出選挙の実施の具体については、当事者である非常勤講師を含む労使で検討する。

平成25年3月29日

国立大学法人琉球大学
学長 岩 政 輝 男



琉球大学教授職員会
会長 新 城 竜

